

# 書 評 と 紹 介

堀江孝司著

## 『現代政治と女性政策』

評者：浅野 富美枝

はじめに

本書は、女性就労をめぐる諸政策を、フレキシビリティ、平等、再生産の三つの政策課題に整理し、それらの政策課題の成立と展開、連関の解明を試みたものである。今日ジェンダー概念は、多くの社会科学の諸領域で、階級・階層、人種などの概念とならんで、社会分析に重要な役割を果たす方法概念としておおかたの市民権を獲得している。本書は、政治学領域へのジェンダー概念の導入を試みた研究、あるいは政治学の領域からのジェンダーの視点を考慮に入れた本格的な女性政策研究と位置付けることができる。現実の政治領域の場でジェンダー概念を排除しようとする動きがみられるなかで、このような試みをもった研究が進められることは、おおいに歓迎したい。

ところで、本書の前身は2002年に提出された著者の博士論文であり、おもな対象となっている時期は1980年代から1990年代初頭である。周知のように、21世紀に入ってわが国の女性政策をめぐる状況は、就労はもとより女性政策そのものがめまぐるしい変化のなかにある。小泉内

閣による構造改革路線が結果しつつある女性就労の現段階と、いわゆる「ジェンダーに対するバックラッシュ」下の女性政策が、本書の展開の帰結としてどう位置付けられ、考察されるのか、きわめて興味のあるところであるが、残念ながら本書は女性政策の現局面の直前で終わっている。女性政策の現段階を考察するうえで、本書はいかなる示唆を提起しているのであろうか。あるいは女性政策の現段階からみると、本書はどのように位置づけられるのであろうか。評者は政治学の分野については門外漢であるが、そのような問題関心をもって本書を読んで感じたことを率直に述べたい。

### 1 本書の構成と特徴

本書は2部から構成されている。第I部では、フレキシビリティ、平等、再生産という政策的課題に関する理論的問題および政策展開の前提となるわが国の現状についての考察がなされている（第1、2、3章）。そして第II部では、この三つの政策的課題のケーススタディとして、フレキシビリティに関しては派遣労働者をめぐる諸政策（第4章）およびパート労働者をめぐる諸政策（第5章）、平等に関しては男女雇用機会均等法と労働基準法改正をはじめとする女性労働者の保護と平等、女性差別撤廃条約などをめぐる諸政策（第6章）、再生産に関しては少子化と育児休業法をめぐる諸政策（第7章）、そして年金改革や税制改革などの女性の就労を促進する政策とは矛盾する方向での諸政策（第8章）が考察され、最後に結論としてわが国の女性就労政策のたどった方向性が考察されている（終章）。

フレキシビリティ、平等、再生産とい

う政策的課題が並列的な課題であるかどうかはとりあえずおくとして、これらはいずれも、女性就労と同時に家族と深く結びついた政策課題である。したがって従来の女性政策研究では多くの場合、これらは必ずといっていいほど家族との有機的な連関のもとにとりあげられてきた。それは、「女性抑圧の物質的根源」は「労働力支配にあるのか、性（再生産）支配にあるのか、それともその両者であるのか」、あるいは「資本主義にあるのか家父長制にあるのか、それともその両者にあるのか」というフェミニズムの古典的な問題を持ちだすまでもなく、これらが女性政策の課題として成立する根底に、女性に対する差別、男女間格差が、労働と家族の狭間で発生しているという現実があり、両者の相互連関を問うことなしに問題を解明することは不可能だという認識があるからである。しかし、本書はあえて女性政策を家族政策と切り離れた立場、すなわち家族の問題を捨象して女性就労を論ずる立場をとる。これが本書の最大の特徴である。

著者が家族政策を捨象するのは、わが国の政治にはすべての女性政策を一貫して規定する家族イデオロギーというようなものは確認できないとの認識にもとづく。言い換えれば、著者は、女性就労問題を家族と結び付けて論ずることは「予定調和的な説明モデル」となり、家族と切り離して論ずることにより「政治過程におけるダイナミズム」を捉えることができると認識しているからである。このことは例えば、「80年代にいくつかの専業主婦世帯優遇策が導入されたのは、個人単位から家族単位へのバックラッシュが起こったとか、女性を家庭に閉じ込めようという路線が復権したからだといったしばしばなされる解釈をとることには、筆者はやや慎重でありたい」という終章の著者の言葉に端的に表れている。著者は独自の家族政策、女性政

策といったものはなく、別のファクターが結果として、偶然に個々の女性政策を生み出していると考えており、このことを具体的に展開しているのが第8章である。そこで次に以下、著者の展開を第8章にみることにしたい。

## 2 専業主婦優遇策をめぐって

著者は、対象とした三つの政策課題はいずれも女性の就労を促進する方向をもっていたが、女性差別撤廃条約批准、男女雇用機会均等法の成立など、「男女平等」が進んだ1980年代中頃に同時に実施された、第三号被保険者制度を導入した年金制度改革と、配偶者特別控除制度を導入した税制度改革は、女性の就労を抑制するものであり、専業主婦優遇政策と言われる政策であったと捉える。そして、二つの「専業主婦優遇政策」の成立過程を考察した後、同じ時期に女性就労に対して相矛盾する政策が成立・展開した要因として、おおよそ以下の三点を指摘する。それは、第一に、この二つの専業主婦優遇政策は、必ずしも性別役割分業家族を意図的に優遇しようとした政策ではなく、女性の年金権を求める力やサラリーマンの重税感の緩和を求める力など、さまざまな力関係のなかで、意図しない結果として成立したものであるということ、第二に、女性政策は政策的にはマイナーな分野であり、他の主要な政策に従属して政策決定されたり、あるいは取引の材料に使われたということ、そして第三に、省庁横断的な政策調整機能が働かず、年金・税制政策と労働政策の間の矛盾がそのまま残されたということである。

上の第三点目は、わが国の政策決定メカニズムの問題点を指摘したものであり、また第二点目は、わが国の女性政策は政策課題として成熟していないという指摘と捉えることができる。これらは従来の女性政策研究のなかですでに指

摘されていたことであり、だからこそ女性政策は総合的施策として、「メインストリーム」を形成することの必要性を強調していた。もちろん「メインストリーム」の必要性とは、政策決定のメカニズムに内在する問題の指摘のみを意味しない。そもそも政治というものは矛盾した力関係のアンサンブルとして進んでいくものであり、個々の政策に完全な論理整合性を求めることは机上の空論である。その意味から言うと、政策調整機能とはそうした諸力が織りなす政治的闘争の一形態という側面をもつ。「メインストリーム」とは、そのような政治闘争においてヘゲモニーを獲得することを意味している。

いずれにせよ、この二つの指摘は、家族の視点を排除しなくても獲得されるものであり、必ずしも著者の立場の特徴によって獲得されたものではない。

おわりに——著者の基本的立場について

これに対して、専業主婦優遇政策は、年金・税制政策の別のファクターの政策論争の結果、意図しない結果として偶然に成立したものだとする第一の指摘についてはどうか。著者は、件の年金・税制政策成立過程において専業主婦優遇政策が皆無だったとは述べていない。それが政策成立過程の出発点にあったことを認めたくえで、しかし、最終的に専業主婦優遇政策が成立したのは、その政策が目的意識的に主張されて成立したのではなく、他のファクターの力関係のなかで結果として成立したに過ぎないと述べているのである。評者はむしろ著者のこの指摘のなかに、政策成立過程のなかには、表舞台に立ちあられる政治的力とは別に、意図されない政治的力が存在するのだということ、そしてそれらの政治的な諸力のせめぎあいのなかで、意図されなかった政策が成立することがあるのだということを見る。女性政策に関して言

えば、女性政策が他の政策課題に従属する形や政治的取引の材料という形でマイナーなものとして成立するというものなかに、表面にできにくい「意図」がしばしば存在し、これがシャドウな政策として貫徹することがみられるということである。評者は、そのシャドウな政策が女性就労政策の背後にある家族政策ではないかと考える。そしてこのことなかに、著者が求めた「政策のダイナミズム」があると考え。著者のとる独自の立場によって明らかにされたものがあるとするれば、それは、著者の意図とは別に、このようなもうひとつの政策の存在を明らかにしたことであろう。

ところで本書において評者が気になったもう一つは、フレキシビリゼーション、平等、再生産という政策的課題を同一レベルの課題として論ずることについてである。それらを推進する力は、大きさも主体もそれぞれ異なる。経済のグローバリゼーションのなかで強力に必要とされ、推進されているフレキシビリゼーションと、同じく国外の力と結びついた形で推進されている平等政策と、家族政策と密接に結びついた再生産に関する政策は、女性の就労を推進する方向をもつとは言ってもそれぞれ諸相を異にする。評者にはこれらの三つの課題の関連を著者がどう捉えているのか、とくに、家族と切り離れた形でとらえられた著者の再生産に関する政策（少子化政策）が他の政策とどのような関連にあるのか、最近の動向を念頭に置きつつ読んだが、最後まで見えなかった。女性政策の最新の動向を踏まえた著者の第二作を期待したい。（堀江孝司著『現代政治と女性政策』勁草書房、2005年2月、viii+437頁、定価4700円+税）

（あさの・ふみえ 宮城学院女子大学助教授）